

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 5 年 2 月 13 日

全国健康保険協会福井支部

支部長 畑 秀雄

1 企画競争に付する事項

健診当日特定保健指導付き集団健診の実施に係る業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- ② 当協会の被扶養者に対する特定健診および特定保健指導を令和 4 年度において受託しており、かつ令和 5 年度においても契約見込みであること。(集合契約 A、B、個別契約を問わない。)
- ③ 当協会の被扶養者に対する特定健診および特定保健指導を集団健診で実施した実績があること。(実施支部を問わない。)
- ④ 特定保健指導の契約単価を協会の補助額以下で実施できること。
- ⑤ 1 回あたり最大 300 人規模の健診に対応できる実施体制があること。
- ⑥ 会場準備、申込書管理、健診案内の事前送付などの付随業務が実施できること。
- ⑦ 健診申込者からの電話対応等(予約内容の変更、キャンセル、実施内容の照会、健診結果について等)を実施できること。
- ⑧ 集団健診当日に特定保健指導の初回面談(分割型)が実施できること。
- ⑨ 当協会の保健事業に協力的であること。
- ⑩ 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険または船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料に未納がないものであること。(健康保険組合等の適用を受けているものにあつては、厚生年金保険料に未納がないこと。)
- ⑪ 企画競争参加申込書および添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ⑫ 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。
- ⑬ 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 契約候補者の選定

企画競争募集要項及び仕様書に基づき提出された見積書及び企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争募集要項及び仕様書等を交付する期間及び場所

- (1) 日時 令和5年2月13日(月)～令和5年3月17日(金)
- (2) 場所 福井市大手3-7-1 福井県織協ビル9階
全国健康保険協会福井支部 保健グループ 担当：築山
電話：0776-27-8304

5 企画競争募集要項及び仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先 下記記載の【本件担当・連絡先】
- (2) 受付期間 令和5年3月17日(金)17時00分まで
- (3) 回答 回答は受付日の翌営業日までに行う。

6 企画競争参加申込書等の提出期限等

- (1) 提出先 下記記載の【本件担当・連絡先】
- (2) 提出期限 令和5年3月17日(金)17時00分まで
- (3) 提出方法 直接提出(持参)もしくは、郵送によるものとする。
なお、郵送の場合は書留などの追跡可能な方法によるものとし、提出期限までに必着すること。

7 企画書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者または競争参加資格に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書等は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 詳細は、企画競争募集要項及び仕様書等による。
- (4) 本業務委託は、令和5年度予算に基づき実施するものであり、予算に関し厚生労働大臣の認可が得られない場合は、履行期間等の変更または契約不成立となることもありえる。

【本件担当・連絡先】

福井市大手3-7-1 福井県織協ビル9階
全国健康保険協会福井支部
担当：保健グループ 築山
電話：0776-27-8304 FAX：0776-27-8306

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条 役職員であった者は、退職後 2 年間、役職員に対し、当該役職員であった者が、退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。